

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

(地域の特性と人口構造)

本市は九州最北端、博多港から 138 km、韓国・釜山まで 49.5 km に位置し、対馬島を中心に海栗島、泊島、赤島、沖ノ島、島山島の 6 つの有人島と 102 の無人島からなる総面積 707.42 k m² の国境の島である。

面積の 89% が森林で占められ、国の天然記念物に指定されている原始林や壱岐対馬国定公園に指定されているリアス式海岸の浅茅湾など、山と海に抱かれ豊かで多彩な自然環境に恵まれている他、国の天然記念物であるツシマヤマネコをはじめ、対馬でしか見ることのできない生物や、大陸の流れをくむ生物が数多く生息している。

また、古代より、大陸から石器文化、青銅器文化、稲作、仏教、漢字などを我が国に伝える窓口としての役割を果たし、朝鮮半島との間では人的・物的交流が盛んに行われ、江戸時代には、対馬藩十萬石の藩主・宗家を介して朝鮮から通信使を迎え入れるなど、国境の島ならではの固有も歴史が色濃く残っている。

そのような本市の人口は、平成 27 年の国勢調査では 31,457 人であり、平成 17 年の調査に対し 10.6% の減となっており、昭和 35 年頃をピークに減少傾向にある。また、高齢化率（65 歳以上の高齢者が人口に占める割合）は、平成 27 年調査時が 33.9% となっており、平成 7 年頃より急速に高齢化が進行している。また、将来の推計人口は、平成 47 年で 15,798 人と推計され、平成 27 年国勢調査と比較すると、49.8% の減少が予想される。

このような状況の中、著しい人口減少を抑制し、ひいては定住促進に繋げるためには、本市の現状を把握した上で、生活を支える地場産業の育成、豊富な自然資源や歴史資源を活用した新たな観光産業づくり、安心して快適に暮らすことができる生活環境づくりなどを推進していくことが不可欠である。

◎年齢別人口・世帯数の変化（国勢調査）

単位：人、世帯

区 分	昭和 60 年	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
総 人 口	48,875	46,064	43,513	41,230	38,481	34,407	31,457
年 少 人 口 (0～14 歳)	11,615 23.8%	10,050 21.8%	8,352 19.2%	6,834 16.6%	5,827 15.1%	4,837 14.0%	4,122 13.1%
生 産 年 齢 人 口 (15～64 歳)	31,376 64.2%	29,264 63.5%	27,145 62.4%	25,001 60.6%	22,573 58.7%	19,435 56.5%	16,651 52.9%
老 年 人 口 (65 歳以上)	5,884 12.0%	6,735 14.6%	8,016 18.4%	9,395 22.8%	10,081 26.2%	10,135 29.5%	10,675 33.9%
世 帯 数	15,232	15,164	15,169	15,038	14,710	13,813	13,393

(地域の産業構造)

平成 27 年の国勢調査において、本市の就業人口は第一次産業の割合が 19.9%で長崎県の平均(7.7%)よりも高い数値となっており、特に第一次産業のうち水産業が 77.9%の割合を占める主要な産業である。そのため第二次産業は 13.1%、第三次産業は 66.9%と長崎県の平均 (20.1%、72.2%) を下回った割合となっている。また割合就業者数の推移を見ると、第一次産業、第二次産業就業者数が減少 (平成 27 年時は微増) し、第三次産業が増加傾向にあり、基幹産業である農林水産業の低迷による就労者の減少、高齢化、後継者不足、若年層の島外流出など島内産業が抱える問題は深刻化している。

◎産業別就業者数の推移 (国勢調査)

単位：人

区 分	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
総 数	21,292	20,219	18,066	15,507	14,807
第一次産業	5,621	4,832	3,806	3,357	2,944
	26.4%	23.9%	21.1%	21.7%	19.9%
第二次産業	4,398	3,965	2,971	1,910	1,938
	20.7%	19.6%	16.4%	12.3%	13.1%
第三次産業	11,263	11,419	11,266	10,223	9,910
	52.9%	56.5%	62.4%	65.9%	66.9%
分類不能	10	3	23	17	15

(産業別の概要)

第 2 次産業の多くは建設業が占めるが、地場の特性を生かした製造業として食料品製造業、窯業・土石製品製造業、木材・木製品製造業が中心となって存在しており、小規模事業所が多いのが特徴である。

◎製造事業所等の推移 (工業統計)

単位：所・人・万円

	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年
事業所数	55	48	43	43
従事者数	485	417	361	342
出荷額等	411,193	375,449	406,051	332,230

※平成 23 年は経済センサス数値

◎生産品別出荷額等の推移 (工業統計)

単位：万円

	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年
食 料 品	130,145	102,985	122,917	90,400
木材・木製品	32,971	26,703	3,915	9,333
窯業・土石製品	112,298	92,554	118,786	83,209

金 属 製 品	40,565	24,283	—	—
輸送用機械器具	38,418	54,962	25,145	65,898
そ の 他	56,796	73,962	135,288	83,390
計	411,193	375,449	406,051	332,230

※平成 23 年は経済センサス数値

第 3 次産業は、食品等小売業、観光業、旅館宿泊業が中心である。特に観光分野については、歴史・自然・文化といった対馬独自の豊かな観光資源やイベントの集客力が高まったことなどにより、観光客は顕著なまでの増加傾向にある。

特に韓国との国際航路が開設・拡充されたことにより、韓国からの観光客が急激に増加しているため、その需要に合わせ、大型ホテルチェーンの誘致によるもののほか、島外資本及び外国資本による宿泊施設の建設が進んでいる。

◎観光客数（長崎県観光統計）

単位：人

	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年
延 べ 数	865,869	982,653	1,009,661	1,092,868	1,162,387

◎韓国人観光客数（対馬市集計）

単位：人

	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
延 べ 数	150,836	181,812	194,032	213,676	259,815	356,316

◎韓国人観光客以外の外国人観光客数（対馬市集計）

単位：人

	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
延 べ 数	1,762	2,044	2,160	1,963	1,999	2,021

（中小企業者の実態）

対馬市内の事業者において分類上大企業は存在せず、全事業者（個人事業主を含む）が中小企業者である。資金不足などを理由はあるものの、市内の事業者においては設備投資が進んでおらず、また島内の経営者の平均年齢も国内平均よりも 1.2 歳高く、事業承継も進んでいないこともあり、生産性についてはとりわけ遅れている現状にある。そのため対馬市は平成 28 年度より独自に「対馬市商工業活性化推進事業」を行い、事業承継や顧客満足度向上を目的とした設備投資推進策を進めている。

（2）目標

生産性向上特別措置法第 37 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、対馬市独自の制度としての設備投資推進策も併せて用いながら中小企業者の先端設備等の導入を促す。これを実現するための目標として、計画期間中に 26 件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

業 種	新規設備投資目標件数
製 造 業	10件
旅 館 業	5件
農林水産物等販売業	10件
情報サービス業等	1件

(3) 労働生産性に関する目標

生産性向上特別措置法第37条第1項に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、先端設備等導入計画が認定される事業者の労働生産性が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

中小企業者の幅広い取組を促すため、導入を促進する本計画の対象となる先端設備等の種類は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

対象地域については、本市における全ての地域で中小企業者が事業を営んでいることから、中小企業者による幅広い取組を促すため、市内全地域を対象とする。

(2) 対象業種・事業

対象業種・事業については、本市の事業者の業種・事業は特定の業種・事業に集中しておらず、幅広い業種・事業が展開されていることから、全業種・全事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から5年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

市が認定した日より3年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

申請事業所は、雇用の安定に配慮する必要があることから、人員削減を目的とした取り組みが含まれる先端設備等導入計画については、認定の対象としない。

また、健全な地域経済の発展への配慮から、公序良俗に反する取り組みや、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない。